(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その１　６０か月～３２か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間	60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車　営業用								
乗合自動車及びけん引旅客自動車　自家用								
営業用乗用自動車　個人を除く								
営業用乗用自動車　個人								
自家用乗用自動車			10,540	10,400	10,250	10,110	9,960	9,810
普通貨物及びけん引普通貨物自動車　営業用　最大積載量が２トンを超えるもの								
普通貨物及びけん引普通貨物自動車　営業用　最大積載量が２トン以下のもの								
普通貨物及びけん引普通貨物自動車　自家用　最大積載量が２トンを超えるもの								
普通貨物及びけん引普通貨物自動車　自家用　最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車　営業用								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車　自家用								
小型二輪自動車			5,730	5,720	5,700	5,680	5,660	5,650
軽自動車　検査対象車			6,430	6,390	6,360	6,320	6,290	6,250
軽自動車　検査対象外車	6,050	5,870		5,680				
原動機付自転車	5,730	5,610		5,480				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車								
緊急自動車			5,620	5,610	5,590	5,580	5,560	5,550
商品自動車　(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）								
商品自動車　(ロ) 小型二輪自動車								
商品自動車　(ハ) 軽自動車　検査対象車								
商品自動車　(ハ) 軽自動車　検査対象外車								
特種用途自動車　(イ) 霊きゅう自動車								
特種用途自動車　(ロ) 教習用自動車								
特種用途自動車　(ハ) その他　a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）								
特種用途自動車　(ハ) その他　b 小型二輪自動車			5,340	5,330	5,320	5,310	5,310	5,300
特種用途自動車　(ハ) その他　c 軽自動車　検査対象車								
特種用途自動車　(ハ) その他　c 軽自動車　検査対象外車	5,330	5,290		5,240				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車								
検査対象外被けん引軽自動車	5,160	5,150		5,140				

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その２　３１か月～２４か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車　営業用								
乗合自動車及びけん引旅客自動車　自家用								
営業用乗用自動車　個人を除く								
営業用乗用自動車　個人								
自家用乗用自動車	9,670	9,530	9,380	9,240	9,090	8,950	8,800	8,660
普通貨物及びけん引普通貨物自動車　営業用　最大積載量が２トンを超えるもの							24,750	23,980
普通貨物及びけん引普通貨物自動車　営業用　最大積載量が２トン以下のもの							23,240	22,540
普通貨物及びけん引普通貨物自動車　自家用　最大積載量が２トンを超えるもの							24,750	23,980
普通貨物及びけん引普通貨物自動車　自家用　最大積載量が２トン以下のもの							23,240	22,540
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車　営業用							10,210	10,010
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車　自家用							10,210	10,010
小型二輪自動車	5,630	5,610	5,590	5,580	5,560	5,540	5,520	5,510
軽自動車　検査対象車	6,210	6,180	6,140	6,110	6,070	6,030	6,000	5,960
軽自動車　検査対象外車								5,490
原動機付自転車								5,350
大型特殊自動車及び小型特殊自動車							5,370	5,360
緊急自動車	5,540	5,520	5,510	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430
商品自動車　(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）								
商品自動車　(ロ) 小型二輪自動車								
商品自動車　(ハ) 軽自動車　検査対象車								
商品自動車　(ハ) 軽自動車　検査対象外車								
特種用途自動車　(イ) 霊きゅう自動車							5,150	5,150
特種用途自動車　(ロ) 教習用自動車							5,150	5,150
特種用途自動車　(ハ) その他　a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）							5,890	5,860
特種用途自動車　(ハ) その他　b 小型二輪自動車	5,290	5,290	5,280	5,270	5,270	5,260	5,250	5,240
特種用途自動車　(ハ) その他　c 軽自動車　検査対象車							5,250	5,240
特種用途自動車　(ハ) その他　c 軽自動車　検査対象外車								5,190
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車							5,100	5,100
検査対象外被けん引軽自動車								5,120

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。